

別表2

## 小規模保育事業の保育料

階層区分		第1子	第2子	
階層	説明			
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
B	A階層を除く、前年分の所得税非課税世帯であって、前年度分の市民税の額の区分が次の各区分に該当するもの	市民税 非課税世帯	5,600	2,800
C		前年度分市民税 課税世帯	12,300	6,200
D 1	A階層を除く、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の各区分に該当するもの	前年分所得税額 15,000円未満	20,300	10,200
D 2		15,000円以上 40,000円未満	24,000	12,000
D 3		40,000円以上 103,000円未満	35,600	17,800
D 4		103,000円以上 413,000円未満	49,700	24,900
D 5		413,000円以上 734,000円未満	66,000	33,000
D 6		734,000円以上	85,800	42,900

ただし、月の途中に入所又は退所させた場合は、在籍日数に応じて、次のとおり、保育料を計算する。

その月の保育料＝保育料(月額)×開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日(10円未満は切捨て)

注1 同一世帯から2人以上の児童が神戸市小規模保育事業を利用、または保育所・幼稚園・認定こども園・赤ちゃんホーム・家庭託児所に入所している場合や、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の保育料は第2子欄の金額。

注2 同一世帯から3人以上の児童が神戸市小規模保育事業を利用、または保育所・幼稚園・認定こども園・赤ちゃんホーム・家庭託児所に入所している場合や、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第3子以降の保育料は無料。

注3 所得税の額を計算する場合には、寄付金控除の一部、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震・特定改修特別控除、認定長期優良住宅新築控除、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を使用し確定申告を行った際の控除は適用しない。  
また、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、控除見直し前の旧税額に基づいて算定します。

注4 B階層に属している世帯のうち、母子家庭、父子家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は無料とする。